

糸満学第1591号  
令和4年1月27日

糸満市立小中学校長 殿

糸満市教育委員会  
教育長 幸地 政行  
(公印省略)

発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について（依頼）

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしの件につきまして、学校は感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、学校教育活動を継続する必要があることから、発熱や風邪症状を有する児童生徒等への対応について、下記のとおりとします。

各学校においては、教職員及び保護者へ周知するとともに、「糸満市立学校感染防止対策ガイドライン（令和3年12月1日版）」（以下、ガイドライン）に基づく、適切な学校運営及び感染症対策をお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和4年1月31日（月）から「まん延防止等重点措置」終了まで
- 2 対処方法
  - (1) 発熱等の風邪症状で学校を休む旨の連絡を受けた場合や早退させる場合は、当該児童生徒等及び保護者に対し、かかりつけ医や医療機関を受診するよう勧める。
  - (2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認させ、その指示に従うよう指導する。  
「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認するよう伝える。また、医師に自宅療養を指示された期間は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。
  - (3) 受診しなかった児童生徒等への対応については、事前に学校医と相談した上で、1の期間は、「再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること。」としても差し支えないこととする。この場合「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。
- 3 陰性証明、治癒証明及び登校許可証について  
上記証明は**全て不要**であり、保護者等から口頭にて確認すること。

本件担当  
糸満市教育委員会学校教育課  
TEL 098-840-8165 FAX 098-840-8161